

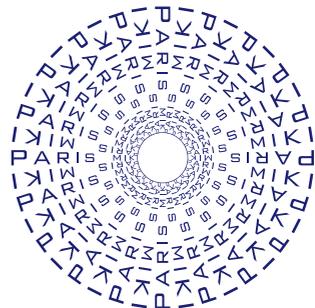
(証券コード 7455)  
株式会社パリティホールディングス

# 第76回

## 定時株主総会招集ご通知

開催日時 2024年6月26日(水曜日) 午後2時  
(受付開始 午後1時30分)

開催場所 東京都港区海岸一丁目7番1号  
東京ポートシティ竹芝 オフィスタワー 1階  
ポートホール



PARIS MIKI



スマート  
招集

本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/7455/>



証券コード 7455

2024年6月6日

(電子提供措置の開始日 2024年5月30日)

株主各位

〔本店〕 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

〔本社〕 東京都港区港南一丁目6番31号

株式会社パリミキホールディングス

代表取締役社長 澤田 将広

## 第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

●当社ウェブサイト <https://www.paris-miki.com/>

上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR・投資家情報」「IRイベント」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

●東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

上記の東証ウェブサイトアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「パリミキホールディングス」または「コード」に当社証券コード「7455」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順にご選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

当日ご出席願えない場合は、インターネット等または書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁の「議決権行使のお願い」に記載のいずれかの方法により、2024年6月25日（火曜日）午後6時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日（水曜日）午後2時  
（受付開始 午後1時30分）
2. 場 所 東京都港区海岸一丁目7番1号  
東京ポートシティ竹芝 オフィスタワー 1階 ポートホール
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第76期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第76期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

## 決 議 事 項

第1号議案 取締役5名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

第3号議案 当社の執行役員および従業員、ならびに当社子会社の取締役、監査役、執行役員および従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

## 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面は、監査報告を作成するに際して、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りしております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

◎電磁的方法により招集ご通知の受領を承諾された株主様が議決権行使書用紙等を請求される場合は、6頁に記載しております、みずほ信託銀行証券代行部の株式事務に関するお問い合わせ先までご請求ください。

◎本株主総会では、お土産のご用意はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎当日は運営スタッフにつきましては、軽装（クールビズスタイル）にて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会の模様につきましては、株主総会終了後、動画（オンデマンド）配信を行う予定です。詳細は当社ウェブサイトにてご案内いたします。

当社ウェブサイト <https://www.paris-miki.com/>

# 議決権行使のお願い

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。議決権の行使には、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご参照のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## 株主総会にご出席される場合



### 会場受付にご提出

議決権行使書用紙を株主総会当日に会場受付にご提出ください。

日 時 2024年6月26日(水曜日) 午後2時 場 所 東京ポートシティ  
竹芝  
オフィスタワー1階  
ポートホール

## 株主総会にご出席されない場合 [インターネット] または [郵送] で事前に議決権を行使いただけます。



### インターネット パソコン/スマートフォン

パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただくことで議決権を行使していただけます。

詳しくは次頁をご覧ください。



議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

期 日 2024年6月25日(火曜日) 午後6時30分までに入力



### 郵 送

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

なお、各議案につきまして賛否を表示せず提出された場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

期 日 2024年6月25日(火曜日) 午後6時30分までに到着

# インターネットによる議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使<sup>®</sup>」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

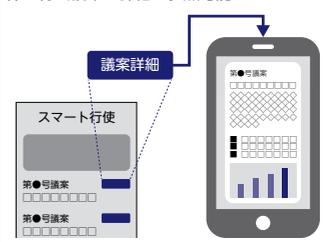
「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、下記「議決権行使コード (ID)・パスワードを入力する方法」の手順により再度議決権行使をお願いいたします。

※ログインQRコードを再度読み取っていたと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社アンソウェアの登録商標です。

「スマート行使」の画面上で株主総会議案の詳細が参照可能になりました



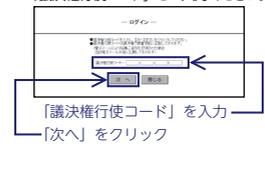
## 議決権行使コード (ID)・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

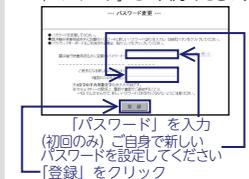
1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



※操作画面はイメージです。

4 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
☎ 0120-768-524  
(受付時間 9:00~21:00)

## 【ご注意】

- (1) 議決権の行使期限は2024年6月25日(火曜日)午後6時30分です。お早めの行使をお願いいたします。
- (2) インターネットにて議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。インターネットと書面(郵送)による議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。
- (3) インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- (4) インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

## (インターネットによる議決権行使のご案内)

### 1. 「スマート行使」による方法

- (1) 同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコード<sup>※1</sup>をスマートフォン等<sup>※2</sup>でお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスしたうえで画面の案内にしたがって賛否をご入力ください（議決権行使コード（ID）およびパスワードのご入力は不要です）。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記2.の方法により再度ご行使いただく必要があります。

### 2. 議決権行使コード（ID）・パスワード入力による方法

- (1) 当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード（ID）およびパスワードにてログインのうえ、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 議決権行使コード（ID）およびパスワード（株主様に変更されたものを含みます）は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社（株主名簿管理人）よりお尋ねすることはありません。
- (4) パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内にしたがってお手続きください。

### 3. お問い合わせ先について

ご不明の点は、株主名簿管理人である **みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

- (1) 「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先  
フリーダイヤル 0120-768-524（9：00～21：00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先  
フリーダイヤル 0120-288-324（9：00～17：00<sup>※</sup>）  
※土・日・祝日を除く

※1. 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2. QRコードを読み取るアプリケーション（または機能）が導入されていることが必要です。

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

#### 取締役候補者一覧

候補者番号	ふりがな氏名	現在の当社における地位および担当	候補者属性
1	たねみきお 多根幹雄	代表取締役会長	<input type="checkbox"/> 再任
2	さわだまさひろ 澤田将広	代表取締役社長	<input type="checkbox"/> 再任
3	なかおふみひこ 中尾文彦	取締役副社長CFO	<input type="checkbox"/> 再任
4	いわもとあきこ 岩本章子	社外取締役	<input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外
5	にの野さとる 仁野 寛	社外取締役	<input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	たねみきお 多根幹雄 (1959年11月9日生) 再任	1984年4月 当社入社 1986年8月 当社取締役 1988年3月 当社代表取締役専務 1988年6月 当社代表取締役社長 1989年2月 ㈱ルネット代表取締役 1994年5月 当社代表取締役副社長 1997年5月 当社代表取締役副社長人事担当 1999年3月 PARIS MIKI (INTERNATIONAL) SAジェネラルマネージャー 1999年6月 当社代表取締役副社長人事・海外事業担当 2002年12月 コドモ リミテッド取締役(現任) 2003年6月 当社取締役 2005年6月 当社代表取締役 2008年6月 当社取締役 2008年6月 ㈱ルネット専務取締役 2009年4月 公益財団法人奥出雲多根自然博物館理事長(現任) 2009年7月 ㈱三城(現 ㈱パリミキ)代表取締役 2011年6月 当社取締役 2013年8月 フローバー・アセットマネジメント(現 ㈱パリミキアセットマネジメント)代表取締役社長 2014年9月 PX Group SA取締役(現任) 2015年1月 PARIS MIKI (INTERNATIONAL) SA取締役 2015年6月 当社代表取締役副社長 2017年6月 当社取締役 2017年10月 ㈱ルネット代表取締役社長(現任) 2017年11月 当社代表取締役会長(現任) 2019年1月 PARIS MIKI (INTERNATIONAL) SA取締役会長(現任) 2023年10月 ㈱パリミキアセットマネジメント代表取締役会長(現任)	2,612,650株
[取締役候補者とした理由] 多根幹雄氏は、代表取締役会長として顧客第一の経営理念のもと中長期的な視点から重要な意思決定を行っており、当社グループ経営全般に関する豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	さわだまさひろ 澤田将広 (1957年2月9日生) <input type="checkbox"/> 再任	1980年4月 当社入社 2001年1月 PARIS MIKI AUSTRALIA PTY.LTD. 取締役 2004年4月 当社人事チーフ 2004年11月 当社執行役員人事チーフ 2005年9月 当社商品開発チーフ 2015年6月 ㈱三城(現 ㈱パリミキ)取締役 2016年2月 同社代表取締役社長 2016年6月 当社取締役 2017年5月 ㈱ルネット取締役副社長 2017年6月 当社代表取締役社長(現任)	50,598株
<p>[取締役候補者とした理由]            澤田将広氏は、当社の代表取締役社長として強いリーダーシップを発揮して顧客満足の創造に努めており、また海外子会社や人事、商品開発などのさまざまな事業部門の責任者として業務執行の豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
3	なかおふみこ 中尾文彦 (1961年3月21日生) <input type="checkbox"/> 再任	1984年4月 当社入社 1986年11月 PARIS-MIKI OPTIQUE H.K.LTD. 支配人 1991年8月 PARIS MIKI OPTICAL (THAILAND)LTD.取締役 1996年9月 OPTIQUE PARIS-MIKI(S) PTE.LTD.取締役 2004年4月 当社百貨店事業担当 2004年11月 当社執行役員商品開発チーフ 2007年6月 当社取締役 2009年1月 ㈱三城(現 ㈱パリミキ)取締役 社長 2009年7月 同社代表取締役社長 2012年2月 当社取締役 2015年6月 当社専務取締役 2016年6月 当社副社長執行役員 2017年5月 ㈱ルネット取締役専務 2017年7月 ㈱メディシェアード代表取締 役社長 2018年6月 当社取締役 2020年7月 当社取締役副社長 2024年2月 当社取締役副社長CFO(現任)	30,370株
<p>[取締役候補者とした理由]            中尾文彦氏は、当社グループの主要な子会社の代表取締役社長の経験があり、また海外子会社や商品開発などのさまざまな事業部門の責任者として業務執行の豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	いわもと あきこ 岩本 章子 (1968年5月27日生) <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外	1991年4月 ファースト・シカゴ銀行(現JPモルガンチェース銀行) 入行 2000年4月 バンク・ワン銀行(現JPモルガンチェース銀行) バイス・プレジデント 2002年4月 カナダ・ロイヤル銀行 バイス・プレジデント 2004年4月 あおぞら銀行チーフ・ディーラー 2009年2月 OFFICE『W・I・S・H』代表(現任) 2012年4月 学校法人大阪経済大学経営学部客員教授 2015年6月 当社社外監査役 2016年6月 当社社外取締役(現任) 2017年5月 ㈱ルネット監査役 2018年5月 ㈱ルネット取締役 2023年7月 学校法人大阪経済大学理事(現任)	一株
<p>[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]</p> <p>岩本章子氏は、国際金融、国際経済に関する専門的かつ幅広い知見と国内外の金融業界において豊富な経験を有していることから、引き続きこれらの知見と経験を活かして経営陣に対する助言ならびに取締役の職務執行に対する監督をしていただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、主導的な立場で関与していただく予定です。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			
5	にの さとる 仁野 覚 (1945年11月10日生) <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外	1984年4月 エスモード・ジャパン東京校創立、代表(現任) 1996年9月 エスモード・パリ校常任理事 2000年7月 仏エスモード・インターナショナル 代表(現任) 2006年6月 当社社外監査役 2008年6月 当社社外取締役 2015年5月 ㈱ルネット監査役 2019年6月 当社社外取締役(現任)	一株
<p>[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]</p> <p>仁野覚氏は、国際的なファッションおよび教育界における高い見識と海外各国において豊富な学校経営の経験を有しており、また、過去に当社社外監査役を2006年より2年間、当社社外取締役を2008年より6年間経験しており、当社の経営理念・信条ならびに事業内容を十分に理解していることから、引き続きこれらの知見と経験を活かした経営陣に対する助言ならびに取締役の職務執行に対する監督をいただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与していただく予定です。</p>			

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

- (注)
1. 多根幹雄氏は、株式会社ルネットの代表取締役社長であります。当社と当社との間に、店舗用不動産賃貸借契約の取引関係があります。
  2. 他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  3. 岩本章子氏および仁野覚氏は、社外取締役候補者であります。
  4. 各候補者の所有する当社の株式の数は、2024年3月31日現在の株式数を記載しており、三城役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
  5. 現在の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって若本章子氏は8年、仁野覚氏は5年であります。
  6. 岩本章子氏および仁野覚氏は、過去10年間に株式会社ルネットの業務執行者または業務執行者でない役員であったことがあり、その地位および担当の状況は、上記「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。なお、岩本章子氏は2019年5月に、仁野覚氏は2017年5月に、それぞれ同社の役員を退任しております。
  7. 当社は岩本章子氏および仁野覚氏との間で責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で1百万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を継続する予定であります。
  8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告の28頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】現在の取締役会のスキル・マトリックス（監査役会および執行役員を含む）

ふりがな 氏名	地位・担当	ダイバー シティ	経営全般のスキル				会社戦略における スキル・特性	
			企業経営	グローバル	ファイナンス	ガバナンス	トクメキ	あんしん
たねみきお 多根 幹雄	代表取締役会長		●	●	●			資産運用
さわだ まさひろ 澤田 将広	代表取締役社長		●	●		●	デザイン エンターテ インメント	
なかお ふみひこ 中尾 文彦	取締役副社長 CFO		●	●	●			メディカル
いわもと あきこ 岩本 章子	社外取締役	●		●	●			
にの さとる 仁野 寛	社外取締役	●	●	●			デザイン アート ファッション	エコロジー サステナ ビリティ
ながた としろう 永田 俊郎	常勤監査役		●					
にしむら よしあき 西村 善朗	監査役		●	●	●		EC 資金決済 DX	
さだ としき 佐田 俊樹	監査役		●	●	●		デザイン	対話力
つねよし ゆうじ 恒吉 裕司	執行役員 営業担当		●			●	ホスピタ リティ	コーチング
きっかわ けんじ 吉川 賢二	執行役員 商品担当		●				企画・ プロダクト	
くるめぎ やすかず 来女木 靖和	執行役員 オーディオ事業 担当		●					
とみなが りょういち 富永 良一	執行役員 CHRO		●					サステナ ビリティ

- (注) 1. 各役員の有する主なスキル、期待されるスキル（3つまで）を表しております。  
 2. ダイバーシティの項目は、多様性に関わる要素（性別、海外生活拠点など）を表しております。  
 3. 当社は「『トクメキ』と『あんしん』で一人おひとりより豊かに」を目指す姿・軸とする中期経営計画を策定しており、経営全般のスキルに加えて、これらの要素に特に関わりのある各役員の有するスキル・特性などを表しております。

招集  
通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 第2号議案 監査役2名選任の件

監査役3名のうち、永田俊郎、西村善朗の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	とくおか きよかず 徳岡清和 (1960年2月16日生)  新任	1982年3月 当社入社 2011年1月 ㈱三城(現㈱パリミキ)執行役員近畿ブロック 2012年4月 同社京阪・大阪南ブロックGM 2015年4月 同社東中国ブロックGM 2019年4月 同社執行役員営業担当 2021年4月 同社執行役員西日本営業担当 2023年6月 同社監査役(現任) 2023年6月 ㈱金鳳堂監査役(現任)	27,900株
〔監査役候補者とした理由〕 徳岡清和氏は、営業部門の責任者を務められ、また当社子会社の監査役としての経験を有しており、それらの経験と見識を活かして客観的な立場から適切な監督を行うことにより監査役として職責を遂行できるものと判断し、監査役候補者いたしました。			
2	にしむら よしあき 西村善朗 (1966年12月29日生)  再任 社外	1993年9月 太田昭和アーンストアンドヤング(現EY税理士法人)入社 1996年11月 税理士登録 1997年4月 富士銀行(現みずほ銀行)出向 2002年4月 KPMGビートマーウィック(現KPMG税理士法人)シニアマネージャー 2003年12月 ㈱ユナイテッド・パートナーズ会計事務所代表取締役(現任) 2003年12月 西村善朗・税理士事務所所長(現任) 2011年7月 ㈱ルネット監査役 2016年6月 当社社外監査役(現任)	一株
〔社外監査役候補者とした理由〕 西村善朗氏は、税理士としての専門的な知識・経験等を有しておられることから、それらを当社の監査に活かしていただくため、社外監査役候補者いたしました。			

- (注)
- 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 西村善朗氏は、社外監査役候補者であります。
  - 西村善朗氏は現在、当社の社外監査役ですが、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって8年であります。
  - 西村善朗氏は、過去10年間に株式会社ルネットの業務執行者でない役員であったことがあり、その地位および担当の状況は、上記「略歴、地位および重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。なお、同氏は2019年5月に同社の役員を退任しております。
  - 当社は西村善朗氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で1百万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を継続する予定であります。また、徳岡清和氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
  - 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告の28頁に記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 当社の執行役員および従業員、ならびに当社子会社の取締役、監査役、執行役員および従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社株式に対する意識の向上をはかり、一体的な組織運営と後継者育成を行うことにより当社グループ全体の中長期的な企業価値向上に資することを目的として、当社の執行役員および従業員、ならびに当社子会社の取締役、監査役、執行役員および従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の執行役員および従業員、ならびに当社子会社の取締役、監査役、執行役員および従業員の当社株式に対する意識の向上をはかり、一体的な組織運営と後継者育成を行うことにより当社グループ全体の中長期的な企業価値向上に資することを目的とするものであります。

#### 2. 新株予約権割当の対象者

当社の執行役員および従業員、ならびに当社子会社の取締役、監査役、執行役員および従業員とする。

#### 3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限等

##### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式500,000株を上限とする。

なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

##### (2) 新株予約権の数

5,000個を本株総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は100株とする。（ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う）

### (3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値。以下同様とする）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

### (5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から当該決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会で定めるところによる。

#### (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

#### (7) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価および行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等を用いて算定する。

#### (8) 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権者は権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役および監査役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合等、諸般の事情を考慮のうえ、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### (9) 新株予約権の取得事由および条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(8)に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

以上

# 事業報告

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当社グループの経営理念

#### 経営理念

『第一に お客様と その未来のために』

『第二に 社員と その未来のために』

『第三に 企業と その未来のために』

#### 信条

第一原則 世界中のすべての企業のうちで、わが社は最善の顧客サービス  
を持つとする。

第二原則 個人に対する尊敬と、自然と人間に対する興味と関心を持つと  
する。

第三原則 一つ一つの組織…人間はその任務の全部を、堂々と説くことを  
考えながら、着実に任務を持つとする。

当社は、2022年4月1日付で「株式会社パリミキホールディングス」に商号を変更いたしました。この節目において、これからの時代の大きな変化のなかで、お客様は何にお困りで、私たちに何ができるのかを自らに問いかけ、お一人おひとりのお客様に「お合わせする」ことの大切さをあらためて認識いたしました。真の「こころの豊かさ」の実現に向けて、経営理念に基づきパリミキホールディングスが目指すもの・目指す姿を、Purpose (パーパス) ・Vision (ビジョン) ・Value (バリュー) として定めております。

#### Purpose (パーパス、存在意義)

「トクメキ」と「あんしん」でお一人おひとりをより豊かに

#### Vision (ビジョン、目指す姿)

2030年、私たちは世界的な「ホスピタリティブランド」になる

#### Value (バリュー、存在価値)

お一人おひとりにお合わせした未来につながるおせっかい  
他にない、あらたな価値創造へのあくなき追求  
自分で考え、自らの責任で生きる真の自立

## (2) 当事業年度の事業の状況

### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度における国内の経済状況は、円安の影響とインバウンド需要の回復等により、堅調に推移したものと見られます。国内の個人消費はまだ足踏み状態であるものの、経済の回復基調が徐々に明確になってきていることもあり、購買意欲は少しずつ高まっているものと思われます。

小売業界におきましても、人流が活発になっていることで、特にコロナ禍では抑えられていた商材の動きが回復傾向にあると思われます。

国内の主要子会社であります㈱パリミキにおきましては、前年度に引き続きサングラスの売上が好調で、人の動きが活発になり購買意欲が高まってきたことの要因もありますが、期初より品揃えを充実させるなど準備を整えてきたことにより売上高の増加につながりました。また、主に百貨店に展開しております㈱金鳳堂におきましては、インバウンド顧客の回復も寄与しており、特に下半期においては、コロナ禍以前を大きく上回る売上高を計上することができました。

販売費及び一般管理費につきましては、㈱金鳳堂において売上高の伸長に伴う変動性賃料の増加がみられましたが、㈱パリミキにおきましては、テレビCMからデジタル広告に一部をシフトするなど内容を見直したことにより、広告宣伝費が減少しております。また、建材や工事費用などの高騰を受けて投資回収についてより慎重に精査した結果、出店数が当初の計画を下回ったことにより設備活動費が減少するなどしたため、国内合計の販売費及び一般管理費は前年度と同水準になりました。

海外子会社におきましては、コロナ禍以前の客足に戻っており、ほとんどの法人で売上高は前年度の実績を上回りましたが、物価が高騰しているなかでコロナ禍では抑えられていた諸費用が増加し、総じて販売費及び一般管理費が増加したため、営業赤字額が増えた結果となりました。

また、当連結会計年度より連結対象となりましたカンボジア法人につきましては堅調に売上をあげており、利益にも貢献してきております。以上の結果、当連結会計年度におきましては、売上高49,912百万円（前期比5.3%増）、営業利益1,928百万円（前期比163.4%増）、経常利益は2,592百万円（前期比114.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,690百万円（前期比236.9%増）となりました。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度の当社グループの設備投資額は、1,655百万円であり  
ます。

当社グループの当連結会計年度中における出店数、主な改装店数および退  
店数は以下のとおりであります。

〔国内小売事業〕

地 域 名	出 店 数	改 装 店 数	退 店 数
北 海 道 ・ 東 北	－ 店舗	3 店舗	－ 店舗
関 東	4	5	6
中 部	1	2	1
近 畿	1	10	4(1)
中 国	2	2	5(1)
四 国	－	－	－
九 州 ・ 沖 縄	2	－	2
合 計	10 店舗	22 店舗	18(2) 店舗

(注) ( ) 内は、のれん自立店の店舗数であり内数であります。

〔海外小売事業〕

地 域 名	出 店 数	改 装 店 数	退 店 数
ヨ ー ロ ッ パ	－ 店舗	－ 店舗	1 店舗
ア ジ ア	3	－	14
オ セ ア ニ ア	－	－	1
ア メ リ カ	－	－	－
合 計	3 店舗	－ 店舗	16 店舗

③ 資金調達の状況

当社グループは、資金調達の機動性および安定性の確保を目的として取引  
銀行1行との間にグローバル・コミットメントライン契約を締結しておりま  
す。当該契約に基づく当社および連結子会社に係る貸出コミットメントの総  
額は7,900百万円であり、当連結会計年度末における借入実行残高は1,670  
百万円であります。

④ 事業の譲渡、合併等企業再編行為等  
該当事項はありません。

### (3) 直前3事業年度の財産および損益の状況

#### ① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第73期 2021年3月期	第74期 2022年3月期	第75期 2023年3月期	第76期 当連結会計年度 2024年3月期
売 上 高 (百万円)	43,873	44,092	47,400	49,912
経 常 利 益 (百万円)	613	175	1,206	2,592
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属 する当期純損失 (△)	△39	△1,108	501	1,690
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△)	△0.78	△21.82	9.88	33.24
総 資 産 額 (百万円)	39,931	35,784	37,371	40,021
純 資 産 額 (百万円)	28,993	27,446	28,204	30,023
1株当たり純資産額 (円)	562.65	530.24	542.74	572.83

#### ② 当社の財産および損益の状況

区 分	第73期 2021年3月期	第74期 2022年3月期	第75期 2023年3月期	第76期 当事業年度 2024年3月期
売 上 高 (百万円)	267	523	520	546
営 業 収 益 (百万円)	1,024	952	989	943
経常利益又は 経常損失 (△)	72	89	△291	△196
当期純利益又は 当期純損失 (△)	28	16	△149	△288
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△)	0.55	0.33	△2.95	△5.66
総 資 産 額 (百万円)	33,217	30,057	30,029	31,721
純 資 産 額 (百万円)	29,366	29,137	28,742	28,390
1株当たり純資産額 (円)	576.65	570.96	562.37	551.40

(注) (上記①、②に関する注記)

1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数(期中平均自己株式数を除く)により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数(期末自己株式数を除く)により算出しております。

(4) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社パリミキ	100百万円	100.0%	眼鏡小売業
株式会社金鳳堂	100百万円	100.0%	眼鏡小売業
株式会社グレート	100百万円	100.0%	総合建設業・内装仕上業 店舗設計・施工
株式会社クリエイトスリー	100百万円	100.0%	眼鏡フレーム製造業
株式会社オプトメイク福井	20百万円	100.0%	眼鏡フレーム修理業
株式会社メディシエアード	20百万円	100.0%	医療関連事業
PARIS MIKI S.A.R.L.	1,000 千€	100.0%	フランスにおける眼鏡 小売業
OPTIQUE PARIS-MIKI(S) PTE.LTD.	190 千S \$	73.7%	シンガポールにおける 眼鏡小売業
PARIS MIKI AUSTRALIA PTY.LTD.	27,786 千A \$	100.0%	オーストラリアにおけ る眼鏡小売業
MIKI,INC.	1,800 千U S \$	100.0%	アメリカ（ハワイ）に おける眼鏡小売業
OPTIQUE PARIS MIKI(M) SDN BHD	1,000 千M \$	100.0%	マレーシアにおける眼 鏡小売業
巴黎三城光学（中国）有限公司	56,898 千RMB	100.0%	中国における眼鏡レン ズ製造業・眼鏡小売業
巴黎三城眼鏡股份有限公司	29,800 千NT \$	100.0%	台湾における眼鏡小売業
PARIS MIKI OPTICAL (THAILAND) CO., LTD.	10,000 千B	98.0%	タイにおける眼鏡小売業
PARIS MIKI KOREA INC.	1,050 百万ウォン	100.0%	韓国における眼鏡卸売業
上海巴黎三城眼鏡有限公司	520 千RMB	(注) 3 100.0%	中国における眼鏡小売業
HATTORI & DREAM PARTNERS LTD.	1,000 千U S \$	(注) 4 82.0%	ベトナムにおける医療 関連事業
PARIS MIKI (CAMBODIA) CO., LTD	787 千U S \$	100.0%	カンボジアにおける眼 鏡小売業

- (注) 1. PARIS MIKI (CAMBODIA) CO., LTDは、当期より重要な子会社に追加しておりま  
す。  
2. PARIS-MIKI LONDON LTD.は、2024年2月29日をもって眼鏡小売店舗の営業を  
終了いたしました。  
3. 当社の子会社である巴黎三城光学（中国）有限公司が所有する議決権比率でありま  
す。  
4. 当社の子会社である株式会社パリミキが所有する議決権比率であります。  
5. 当社の連結子会社は上記18社を含めた29社であります。

### ③ 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社パリミキ	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	27,936百万円	31,721百万円

### ④ 重要なその他の関係会社の状況

会社名	資本金	当社への議決権比率	主要な事業内容
株式会社ルネット	100百万円	41.82%	投資事業、資産運用事業

(注)

### (5) 対処すべき課題

当社は、創業以来の経営理念である、「第一にお客様とその未来のために」「第二に社員とその未来のために」「第三に企業とその未来のために」を基本に、さらに「トキメキ」と「あんしん」を提供する企業へと進化していくことを念頭においた中期経営計画を策定しております。中期経営計画では、長期経営ビジョン「2030年、私たちは世界的な『ホスピタリティブランド』になる」ことを目指しており、その実現に向けて2年目となった当連結会計年度におきましては、すでに3年目の営業利益目標値を達成したため、さらに次のステップへと進んでいくための手ごたえを感じているところです。

中期経営計画に基づき、国内におきましては眼鏡事業を主力に、今までのあり方にとらわれずに関連する事業への拡大や、眼鏡店として培ってきた経験と志を活かして、メディカル関連事業などの新たな分野へのチャレンジもすすめております。

店舗展開では、不採算店舗の見直しを行い店舗の統廃合をすすめ、一店一店がお客様とより深い関係が築けるよう体制の強化に取り組んでおります。またお客様に「トキメキ」を感じていただけるような新しいコンセプトの店舗づくりを行い、地域やお客様の層に合わせて品揃えや販売方法の異なる店舗セグメント毎の施策を実施し、店舗改装にも継続して取り組み、計画的に投資をしていく方針です。なお、2025年3月期の国内新規出店につきましては、30店舗を見込んでおり、また店舗の統廃合を含む退店は、移転を含め25店舗を計画しております。

2022年より国家検定資格「眼鏡作製技能士」制度が開始されましたが、当社グループでは眼鏡医療技術専門学校ワールドオプティカルカレッジと連携した社内教育に注力しており、これまでに994名の合格者を輩出することができました。また補聴器の「認定補聴器技能者」においても275名の資格保有者を有しており、今後も有資格者を増やしていくことで、お客様の「あんしん」にさらにお応えできるよう、人材の育成に継続して取り組んでまいります。各店舗では、お一人おひとりのお客様の生活シーンに合わせた視力測定「ビジュアルライフケア」とあわせて「オーディオライフケア」を推進し、お客様の「心が豊かになる聞こえ」の実現と新たな需要創造を目指し、社員の技術力・提案

力の向上にも積極的に取り組んでまいります。

商品では、機能性やデザイン性に優れたプライベートブランドによる眼鏡フレームの充実を図り、また眼鏡レンズでは、目的別に機能を持ったものや、眼の健康に配慮した優れた商品の開発とアピールを継続して行っております。さらに日本国内にレンズ工場を設置したシャミール社との業務提携により、通常は一週間程度を要する累進レンズ（遠近）の納期を24時間以内に短縮したレンズを全国の店舗で展開しており、今後も新たなニーズに応えるべく、品質・サービスの向上と新たな市場の開発に努めてまいります。

また、子会社で福井県鯖江市を拠点とする眼鏡フレーム製造の㈱クリエイトスリーは、世界的水準の優れたプライベートブランド商品を開発・製造しております。眼鏡修理を専門とする㈱オプトメイク福井とともに、商品の企画・開発からメンテナンスまで一貫して行える企業グループとして、お客様に愛着のあるよい商品を長く使っていただくことにより環境を守り、鯖江の協力工場とともに日本の誇る伝統的産業の持続的な発展にも寄与していきたいと考えております。

海外事業におきましては、今後人口ボーナス期の到来が予想される東南アジアを中心に事業戦略を策定しており、特に医療（眼科病院経営）ビジネスとの協業については、中長期的な成長を視野に取り組んでいるところで、ベトナム、フィリピンに続き、カンボジアへの展開など、今後も積極的な投資を計画しております。一方で市場環境の厳しい地域では、既存店舗の立て直しをすすめるながら不採算店を整理しており、経済状況を見極めながら事業の構造改革をすすめていく方針です。

世界紛争の影響による資源高など、先行きの不透明な情勢と事業環境が続くことが想定されますが、お客様の心配ごとに応じてまいりながら、信頼をさらに高めていくことが大切であると考えます。安心してお越しいただける居心地のよい店舗に、信頼できる社員がいること、そのための魅力ある店舗づくりのための設備投資と、一人ひとりに合わせた人材育成に、引き続き注力してまいります。

これらの各施策の実施とあわせて、グループ全社で「地球を元気にする委員会」を設置し、「ありたい未来、あるべき未来の視点から今、私たちにできること」をテーマにサステナビリティを巡る取り組みを統括的に審議しております。これらの事項は取締役会に報告され、マテリアリティ（重要課題）の特定など中長期の経営課題として審議し取り組みをすすめております。

私どもは、常に経営理念に則り、まずはお客様とその未来、社員とその未来のために、何をなすべきかを真剣に考え、強い信念をもって対応してまいります。高齢化する世界のなかで、新しいイノベーションも駆使しながら、「トキメキ」と「あんしん」を提供できる、新たな市場の創造にも取り組んでまいります。

今後ともより一層のご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

(6) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、当社と連結子会社29社、非連結子会社2社、関連会社1社、その他の関係会社1社により構成されております。主要な事業内容は眼鏡小売業であり、日本国内および海外で事業を展開しております。

(7) 主要な営業所 (2024年3月31日現在)

〔本店〕 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

〔本社〕 東京都港区港南一丁目6番31号

〔国内小売事業〕

地域名	店舗数	地域名	店舗数
北海道・東北	44 (7)	中国	75 (25)
関東	179 (18)	四国	39 (8)
中部	83 (2)	九州・沖縄	42 (8)
近畿	168 (18)	合計	630 (86) 店舗

- (注) 1. ( )内は、のれん自立店の店舗数であり内数であります。  
 2. 店舗数には、株式会社金鳳堂の店舗数を含んでおります。  
 3. その他、車輛による移動型店舗(クーリエ)が3店あります。

〔海外小売事業〕

地域名	店舗数	地域名	店舗数
ヨーロッパ	1	オセアニア	3
アジア	81	アメリカ	4
		合計	89 店舗

〔眼鏡製造・修理事業〕

株式会社クリエイトスリー 本社工場：福井県鯖江市

株式会社オプトメイク福井 本社工場：福井県鯖江市

(8) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,556名	80名減

(注) 従業員数には、企業集団外への出向者23名が含まれております。  
また、上記には契約社員（パートタイマー）等、1,106名（1日8時間換算）は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
62名	3名増	48.0歳	21.8年

(注) 従業員数には、社外への出向者23名が含まれております。  
なお、上記には契約社員（パートタイマー）等、6名（1日8時間換算）は含まれておりません。

(9) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,742百万円

(注) 当社グループは、資金調達の機動性および安定性の確保を目的として上記銀行との間にグローバル・コミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく当社および連結子会社に係る貸出コミットメントの総額は7,900百万円であり、当連結会計年度末における借入実行残高は1,670百万円であります。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年5月13日開催の取締役会において、株式会社ルネットが営む資産運用事業を会社分割（吸収分割）の方法により当社が承継することを決議し、2024年7月1日を効力発生日とする吸収分割契約を2024年5月13日に締結いたしました。

## 2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2024年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 223,000,000株
- ② 発行済株式の総数 56,057,474株
- ③ 株主数 13,358名
- ④ 大株主の状況（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社ルネット	21,393千株	41.82%
BNP PARIBAS MILAN/2S/JASDEC/ LUXOTTICA GROUP SPA	7,368	14.40
多根幹雄	2,612	5.11
三城社員持株会	2,427	4.75
特定有価証券信託受託者 株式会社S M B C信託銀行	1,121	2.19
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	1,000	1.95
株式会社ベテルギウス	904	1.77
多根伸彦	727	1.42
多根直槻	566	1.11
多根路雄	283	0.55

(注) 持株比率は自己株式（4,897,279株）を控除して計算しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## (2) 会社役員に関する状況

### ① 取締役および監査役の状況（2024年3月31日現在）

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
多根 幹雄	代表取締役会長	株式会社ルネット代表取締役社長 パリミキアセットマネジメント株式会社 代表取締役会長 PARIS MIKI (INTERNATIONAL) SA取締役会長 公益財団法人奥出雲多根自然博物館理事長
澤田 将広	代表取締役社長	
中尾 文彦	取締役副社長CFO	
岩本 章子	取締役	学校法人大阪経済大学理事
仁野 覚	取締役	仏エスモード・インターナショナル代表 エスモード・ジャポン東京校代表
永田 俊郎	常勤監査役	
西村 善朗	監査役	株式会社ユナイテッド・パートナーズ 会計事務所代表取締役 西村善朗・税理士事務所所長
佐田 俊樹	監査役	株式会社パリミキ監査役 株式会社グッドパッチ社外監査役 株式会社レノバ社外監査役 株式会社ほぼ日社外監査役

- (注)
1. 取締役多根幹雄氏は、株式会社ルネットの代表取締役社長であります。当社と同社との間に、店舗用不動産賃貸借契約の取引関係があります。
  2. 取締役岩本章子氏および仁野覚氏は、社外取締役であります。
  3. 監査役西村善朗氏および佐田俊樹氏は、社外監査役であります。
  4. 当社は、社外取締役および社外監査役全員を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
  5. 監査役西村善朗氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
  6. 当事業年度中の取締役の地位、担当および重要な兼職の異動は、次のとおりであります。
    - ① 取締役多根幹雄氏は、2023年10月1日付で株式会社パリミキアセットマネジメントの代表取締役会長に就任いたしました。
    - ② 取締役中尾文彦氏は、2024年2月1日付で取締役副社長CFOに就任いたしました。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社および当社子会社の取締役、監査役ならびに執行役員等の使用人（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## ④ 取締役および監査役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けることとしております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容や決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、独立社外取締役からの意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役割、地位、職責、貢献度、在任年数、業績、他社水準、従業員給与の水準の各要素を考慮し、総合的に勘案して決定するものとしております。なお、役員退任後に支給される退職慰労金の額は、規程に基づき、月例の固定報酬額（最高報酬月額）を基準に、在任年数に応じて算出することとしております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、連結会計年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬、および当社の株価を指標とする株式報酬とします。金銭報酬は、各連結会計年度の連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）の一定水準以上の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として、毎年一定の時期に支給することとしております。

当社の株価を指標とする株式報酬は通常型のストック・オプションであり、新株予約権の割当日における当社株価および行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等を用いて公正価額を算定しており、当該株式報酬の内容・交付状況は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する事業報告の「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

なお、現在の利益水準を踏まえ、当事業年度において賞与は支給されておりません。

c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、株式報酬として、新株予約権による通常型のストック・オプションとし、毎年、一定の時期に付与するものとします。業務執行取締役には、中長期の企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、上位の役位ほど付与数が高まる構成とします。社外取締役および監査役は、中長期の企業価値増大および株主との共通視点を持たせることを目的とし、付与数は一律・一定数とします。

新株予約権は、職務執行の対価として発行するものであり、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとし、新株予約権の付与総数の算定方法は、各連結会計年度の業績に与える影響、ならびに保有する自己株式の数を含む資本政策、株式希釈化の影響等も考慮し、指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定いたします。

d. 報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行います。取締役会（下記e.の委任を受けた代表取締役会長）は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、

当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとします。なお、基本報酬、業績連動報酬等、非金銭報酬等の各報酬等の種類ごとの具体的な比率は、現在は8：1：1を基準としておりますが、将来の業績回復時には、基本報酬の水準を維持しつつ比率を6：2：2まで変化させることを想定しております。また各業務執行取締役の役割、地位および会社への貢献度等を総合的に勘案したうえで、上位の役位ほど業績連動報酬等のウェイトが高まる構成とします。

#### e. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役会長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業・担当職務の業績を踏まえた賞与の評価配分とします。取締役会は、当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役会長は、当該答申の内容に従って決定をし、決定した個人別の報酬額を指名・報酬委員会に報告しなければならないこととしております。なお、株式報酬については、上記の個人別の報酬額と同様のプロセスにより、指名・報酬委員会に原案を諮問し得た答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議いたします。

取締役会の委任決議に基づき、代表取締役会長多根幹雄は当社全体の事業および業績を俯瞰する立場から各取締役の職務・業績を評価することができることから、個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

#### f. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問機関として設置しており、取締役会より委任を受け、社長その他取締役会で指名された者から起案される、当社および主要子会社に関する以下の審議事項について十分に審議し、取締役会に付議することとしております。

- ・取締役、代表取締役、役付取締役、執行役員、監査役の個別の人事案（選任・解任・選定・解職、職務分担に関する事項を含む。）および人事に関する基本方針案ならびに報酬制度に関する基本方針案
- ・取締役および監査役の報酬額案ならびに取締役および執行役員の個人別の具体的報酬額案（算定方法を含む。）
- ・その他取締役会からの諮問事項

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	賞 与 (業績連動報酬等)	ストック・オプション (非金銭報酬等)	
取 締 役 (うち社外取締役)	84百万円 (13)	83百万円 (13)	－百万円 (－)	1百万円 (－)	5名 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	24 (13)	24 (13)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	109 (27)	109 (27)	－ (－)	1 (－)	8 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2019年6月25日開催の第71回定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は3名）です。また別枠で、2021年6月25日開催の第73回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額100百万円（うち社外取締役10百万円）以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は2名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、2019年6月25日開催の第71回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。また別枠で、2021年6月25日開催の第73回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額20百万円（うち社外監査役10百万円）以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

	兼 任 そ の 他 の 状 況
取締役 岩本章子	学校法人大阪経済大学理事
取締役 仁野 覚	仏エスモード・インターナショナル代表 エスモード・ジャパン東京校代表
監査役 西村善朗	株式会社コナインテッド・パートナーズ会計事務所代表取締役 西村善朗・税理士事務所所長
監査役 佐田俊樹	株式会社パリミキ監査役 株式会社グッドパッチ社外監査役 株式会社レノバ社外監査役 株式会社さぼり社外監査役

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 岩本章子	当事業年度開催の取締役会8回の全てに出席しました。国際金融、国際経済に関する専門的かつ幅広い見地から、積極的に提言、発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 仁野 覚	当事業年度開催の取締役会8回の全てに出席しました。国際的なファッションおよび教育界における高い見識と海外各国において豊富な学校経営の経験から、積極的に提言、発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
監査役 西村善朗	当事業年度開催の取締役会8回の全て、また監査役会8回の全てに出席し、税理士として会計・税務の専門的な見地から取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するために積極的に発言を行っております。また、監査役会において、財務・会計における適正性の確保の面から質問・発言を適宜行っております。
監査役 佐田俊樹	当事業年度開催の取締役会8回の全て、また監査役会8回の全てに出席し、企業監査に関する専門的かつ幅広い見地から取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するために積極的に発言を行っております。また、監査役会において、当社の企業経営全般に関し投資家の視点も踏まえた質問・発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が8回ありました。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

### (3) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	57百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	57百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積り算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は50百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

#### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の向上と持続的な成長を目指すため、中長期の事業投資に備えた内部留保とキャッシュ・フローの状況を考慮し、財務の健全性を維持することを、資本政策の基本方針としております。

配当方針につきましては、株主の皆様当社株式を長期的かつ安定的に保有していただけるよう、継続的かつ安定した配当を実施することとし、安定した収益の創出を図り、業績に応じた配当政策の実現を遂行してまいります。具体的な配当の額につきましては、経営環境および業績の現状を踏まえ、グローバルな事業展開および資本政策ならびに社会情勢を総合的に勘案して決定いたします。また、自己株式の取得につきましては、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、中長期的な資本政策の観点から適宜実施を検討してまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、2024年5月13日開催の取締役会決議により、1株につき3円とし、2024年6月7日を支払開始日とさせていただきます。これにより当事業年度の年間配当金は、1株につき6円（中間配当金3円、期末配当金3円）となります。

内部留保につきましては、世界的な紛争やそれに伴う資源やエネルギー高などの情勢不安な状況ではありますが、どのような状況下でも、お客様に安心して来店いただける魅力ある店舗づくりに今後も取り組む予定であり、前事業年度に設備投資を行った店舗の実績が順調であることも踏まえて、引き続き積極的に設備投資を行い、中長期の業績向上に繋げてまいります。

# 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	26,861	流動負債	8,883
現金及び預金	13,759	支払手形及び買掛金	1,563
受取手形及び売掛金	3,076	短期借入金	1,742
商品及び製品	7,837	リース債務	24
原材料及び貯蔵品	563	未払金	2,175
その他	1,637	未払法人税等	565
貸倒引当金	△12	未払消費税等	249
固定資産	13,159	契約負債	702
有形固定資産	5,787	賞与引当金	485
建物及び構築物	3,730	店舗閉鎖損失引当金	1
機械及び装置	18	その他	1,374
工具、器具及び備品	1,108	固定負債	1,114
土地	653	リース債務	20
リース資産	24	退職給付に係る負債	49
建設仮勘定	250	繰延税金負債	122
その他	2	資産除去債務	576
無形固定資産	572	その他	345
その他	572	負債合計	9,997
投資その他の資産	6,799	純 資 産 の 部	
投資有価証券	1,172	株主資本	28,343
長期貸付金	238	資本金	5,901
敷金及び保証金	4,409	資本剰余金	6,829
建設協力金	351	利益剰余金	23,718
繰延税金資産	319	自己株式	△8,104
その他	472	その他の包括利益累計額	962
貸倒引当金	△83	その他有価証券評価差額金	455
関係会社投資損失引当金	△81	為替換算調整勘定	506
資産合計	40,021	新株予約権	180
		非支配株主持分	537
		純資産合計	30,023
		負債及び純資産合計	40,021

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		49,912
売上原価		16,085
売上総利益		33,827
販売費及び一般管理費		31,898
営業利益		1,928
営業外収益		
受取利息及び配当金	102	
為替差益	453	
受取手数料	9	
貯蔵品売却益	22	
協賛金収入	50	
助成金の収入	1	
その他	139	779
営業外費用		
支払利息	10	
支払手数料	3	
関係会社投資損失引当金繰入	21	
その他	81	116
経常利益		2,592
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
固定資産除売却損失	51	
減損損失	296	
店舗解約損失	8	356
税金等調整前当期純利益		2,236
法人税、住民税及び事業税	747	
法人税等調整額	△250	497
当期純利益		1,739
非支配株主に帰属する当期純利益		49
親会社株主に帰属する当期純利益		1,690

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	4,496	流動負債	3,052
現金及び預金	3,133	買掛金	5
売掛金	99	短期借入金	800
商品	117	関係会社短期借入金	2,000
前払費用	78	未払金	63
関係会社短期貸付金	1,000	未払法人税等	46
その他	67	賞与引当金	4
固定資産	27,225	その他	134
有形固定資産	732	固定負債	278
建物及び構築物	286	長期未払金	39
車両運搬具	1	繰延税金負債	95
工具、器具及び備品	8	資産除去債務	29
土地	435	その他	114
建設仮勘定	0	負債合計	3,331
無形固定資産	44	純資産の部	
商標権	1	株主資本	27,975
ソフトウェア	1	資本金	5,901
その他	41	資本剰余金	6,829
投資その他の資産	26,447	資本準備金	6,829
投資有価証券	513	利益剰余金	23,349
関係会社株式	24,829	利益準備金	582
関係会社出資金	0	その他利益剰余金	22,767
関係会社長期貸付金	4,180	海外投資積立金	3,220
長期前払費用	7	別途積立金	18,890
建設協力金	162	繰越利益剰余金	657
その他	155	自己株式	△8,104
貸倒引当金	△2,893	評価・換算差額等	234
関係会社投資損失引当金	△507	その他有価証券評価差額金	234
資産合計	31,721	新株予約権	180
		純資産合計	28,390
		負債及び純資産合計	31,721

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科		目		金額	
売	上	高			
営	商	業	売	上	高
	業	品	収	益	546
	経	営	指	導	803
	賃	賃	収	入	139
売	上	原			
	売	上	総	利	1,317
販	費	及	一	般	管
	営	業	理	費	1,239
営	業	外	収	益	78
	受	取	息	及	配
	為	替	差	益	15
	関	係	社	投	資
	そ	の	損	失	引
	営	業	外	費	用
	支	払	利	息	2
	支	払	手	数	料
	関	係	社	投	資
	貸	倒	引	当	金
	そ	の	繰	入	額
					172
					536
					0
					715
					196
特	別	常	損	失	
	固	定	資	産	売
	特	別	損	失	0
	固	定	資	産	除
	減	損	損	失	0
					24
					25
					221
					73
					△0
					△7
					66
					288

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

株式会社パリミキホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 屋 浩 孝  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堀 井 秀 樹  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社パリミキホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パリミキホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計されると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

株式会社パリミキホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 屋 浩 孝  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 堀 井 秀 樹  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社パリミキホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集  
通知

株  
主  
総  
会  
参  
考  
書  
類

事  
業  
報  
告

計  
算  
書  
類

監  
査  
報  
告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

株式会社パリミキホールディングス 監査役会

常勤監査役 永 田 俊 郎 ㊟

社外監査役 西 村 善 朗 ㊟

社外監査役 佐 田 俊 樹 ㊟

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場：東京都港区海岸一丁目7番1号  
東京ポートシティ竹芝 オフィスタワー 1階 ポートホール  
会場電話番号 03-5422-3547



交 通 J R：山手線 浜松町駅 北口より徒歩4分  
(旧芝離宮恩賜庭園 入口横の連絡デッキ(3階 歩行者デッキ)  
もご利用いただけます)

地 下 鉄：都営浅草線・都営大江戸線 大門駅 B2 出口より徒歩5分

ゆりかもめ：ゆりかもめ 竹芝駅 デッキ直通徒歩2分

(本総会に関するお問い合わせ先)  
電話番号 03-6432-0711 (当社代表)

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。